

## 6月の税務カレンダー

- ☆所得税予定納税額のお知らせ・・・6/17
- ☆個人の県民税及び市民税の納付(第1期分)
- ☆住民税の特別徴収税額の納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付(2018年12月～2019年5月分)・・・6月10日まで
- ☆5月分源泉所得税住民税の納税・・・6/10
- ☆2019年4月決算法人の確定申告
- ☆10月決算法人の中間申告(法人・消費)



### 【税務耳より情報】

#### 所得税の減額申請手続き

所得税の予定納税の通知が、6月17日に届きます。所得税の予定納税義務のある方が、廃業、休業又は業況不振等により、①その年6月30日の現況による申告納税見積額が予定納税額の計算の基礎となった予定納税基準額に満たないと見込まれる場合、②その年10月31日の現況による申告納税見積額が既に受けている減額の承認に係る申告納税見積額に満たないと見込まれる場合において予定納税額の減額を求める手続きです。この制度を利用すると、予定納税額が、減額できます。この届け出書の提出期限は、7月16日までです。詳細は、熊谷事務所各担当者にお尋ねください。



### 《社労士法人よりお知らせ》

#### 労働保険年度更新・納付は7月10日まで

毎年、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付と、前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付の手続きが必要です。これを年度更新と言います。労働保険事務組合に依頼していない(労働局から直接申告書が届いた)事業所については、6月3日～7月10日までの間に行ってください。

労働保険料は、毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間を単位とし、アルバイトを含むすべての労働者(雇用保険については被保険者)に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。建設業の場合、労災保険は元請代金をもとに算定します。不明な点や、申告手続きを依頼される場合は、会計担当者へ連絡をお願い致します。

#### 働き方改革について

平成30年6月29日に、働き方改革関連法案(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)が可決成立し、今年4月より施行されています。

中小企業の場合、施行時期が猶予されていますが、有給休暇5日の取得や、労働時間の把握義務強化は、この4月より施行されています。

自社には関係ない。ではなく、働き方を、会社も労働者も一緒に考え、行動していくことが重要です。弊社では、ぐる～ぷ1の他、今後もセミナーを行っていく予定ですので、ぜひ参加して下さい。

#### 社会保険の調査について

社会保険の調査は、4年に1度と言われております。今年度、熊谷年金事務所管轄の社会保険調査については、従来の年金事務所で行う調査ではなく、事業所(会社)に訪問する。といった内容の文書が多くなっております。日程についても指定されているため、日本年金機構からの郵送物は必ず目を通して下さい。尚、日程の変更は可能です。

#### 《新入所員紹介》

☆誕生日 1979年9月7日 ☆おとめ座 ☆血液型 O型  
4月1日に入社し熊谷事務所に配属となりました市渡修一(いちわたり しゅういち)と申します。

熊谷というと「暑い」ことで有名ですが、今年は気温以外にもラグビーワールドカップ開催地になっており、イベント的にも「熱い」熊谷の地で働けることに感謝しています。趣味はたくさんあるのですが、これとって自慢できるようなことがないのが悩みです。今後は何か一つの趣味に集中してやってみようかと思っています。

お客様の事業の発展により多く貢献し、その結果私も成長できるよう頑張っていきます。

これからどうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 《ちょっとランチタイム》

今日のランチ紹介は、熊谷市妻沼のかわいいカフェ「ティードロップ」さんです。(住所:熊谷市妻沼1675-1 定休日:日、月、火曜日 営業時間 11:30～17:00) 妻沼の聖天様近くの住宅街にかわいい建物があります。お店には、雑貨がおいてあり(販売)、とても女子に人気のあるカフェです。ランチは、ワンプレートでお野菜が中心のメニュー。紅茶の専門店でもあり、アフタヌーンティーセットも充実しています。

聖天様に参拝したあと、美味しいランチはいかがですか。

